

NPO通信 (Vol.6)



～NPO法人の運営、事業などに必要な情報をお届けします～

2020年4月1日「千葉市市民自治によるまちづくり条例」施行

千葉市のまちづくりの条例が生まれ変わります！

《市民自治によるまちづくり条例とは？》

この条例は、市民の皆さまが行うすべてのまちづくりを後押しするためのものです。まちづくりの基本理念、まちづくりを担う市民の皆さまの役割、市の責務などを定めています。

《そもそも「まちづくり」ってなんだろう？》

社会の課題の解決を図り、より住みよい社会をつくることをいいます。こう聞くと、すごく難しく感じてしまうかもしれませんが、日常生活で感じた「もっとこうだったらいいのにな」「ここを改善したい」ということへの取組一つ一つが、住みよい社会をつくることにつながります。



《NPO法人とどう関係があるの？》

NPO法人のように、営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する団体を、条例では「市民活動団体」と定めています。この条例では、まちづくりにおける市民活動団体の主な役割を次の3つとしています。

- ①情報・知識、専門性を生かしたまちづくりに努めること
- ②地域の課題等の解決のために情報収集に努めること
- ③自らの活動に関する情報の発信に努めること

NPO法人には、それぞれの分野のスペシャリストとして、これまで培ってきたノウハウを生かし、地域の課題等の解決に取り組んでいくことが期待されています。そのためには、法人の活動の目的や内容が広く理解され、市民や他の団体と円滑に連携・協力することが大切ですので、積極的な情報発信をお願いいたします。

詳しくは、

[千葉市 市民自治によるまちづくり条例](#)

総会終了後の各種手続きについて事前に確認をしましょう✓

□事業報告書等の提出

毎事業年度初めの3か月以内に
前事業年度の事業報告書等を作成し、
法人の事務所に備え置くとともに、当課に提出してください。
(例) 3月決算法人の場合 提出期限は6月30日

ご注意ください！
事業報告書等の提出を怠ると、20万円以下の過料を科される場合があります

□役員変更の届出

役員の変更(※)があった場合には、遅滞なく当課へ届出をしてください。
※役員の名前又は住所に変更があった場合も届出をお願いします。
※代表者に変更が生じた場合(重任を含む)は、法務局への登記が必要となりますのでご注意ください。

定款の変更があった場合も各種書類の提出が必要となります

□貸借対照表の公告



2018年10月から、法人自ら貸借対照表の公告をすることが義務付けられました。法人の定款をご確認いただき、定款に基づいた方法で公告をお願いします。貸借対照表の公告方法について定款で定めていない場合、定款変更が必要になる可能性があります。
※定款変更の際は当課までご相談ください。



2020年3月発行 千葉市 市民局 市民自治推進部 市民自治推進課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 本庁舎8階
TEL 043-245-5664 FAX 043-245-5665 MAIL jichi.CIC@city.chiba.lg.jp

裏面もご覧ください。

法人市民税の均等割が減免から課税免除に変わります！

収益事業を行わない NPO 法人については、これまで申請していただくことにより法人市民税均等割を減免していましたが、千葉市市税条例の一部を改正し、今後は課税免除となります。

これまで			今後		
減免	法人市民税申告書の提出	減免申請書の提出	課税免除	法人市民税申告書の提出	減免申請書の提出
	必要 (均等割申告書)	必要		不要	不要

課税免除の手続について

■課税免除の要件

収益事業*を行わない NPO 法人であること（現在の減免の要件と変わりません。）

※法人税法施行令第5条に規定する事業

■申請等の手続

申請は不要です。また、課税免除の要件に該当する限り、法人市民税申告書や減免申請書の提出も不要です。

■適用される年度

令和元年度（令和2年4月30日申告期限分）以後の年度分の法人市民税の均等割について適用されます。



注 意！



- 課税免除該当の有無にかかわらず、千葉市内に事務所を新たに開設された場合は、「法人設立・設置届出書」の提出が必要です。
- 収益事業を開始または廃止した場合は、「法人の異動・変更届出書」の提出をお願いいたします。また、収益事業を開始した場合はその時点より課税の対象となり、法人市民税申告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

- 問合せ先● 千葉市東部市税事務所 法人課 法人班
〒264-8582 千葉市若葉区桜木北 2-1-1(若葉区役所内)
TEL 043-233-8142
MAIL hojin.ETO@city.chiba.lg.jp